

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」の報告等を踏まえた 適時開示ガイドブックの改訂等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、「監査報告書の透明化」など会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みが進む中、金融庁が設置した「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」において、限定付適正意見、意見不表明又は不適正意見が表明された場合や監査人の交代に関する説明・情報提供の在り方等に関して検討が行われ、2019年1月22日付で、「会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」（以下「本報告」という。）が公表されました。本報告では、監査人による説明・情報提供の在り方を中心にしつつ、企業や監査役等に求められる対応についても提言が行われていますので、ご案内申し上げます（本報告につきましては、別紙1をご参照ください）。

また、このたび当取引所では、会計監査に関する情報について適切に開示を行っていただくため、適時開示ガイドブックについて、下記の記載内容の見直しを行いましたので、その内容につきご通知申し上げます（具体的な改訂箇所につきましては、別紙2をご参照ください）。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 監査人の異動理由について実質的な内容の開示が求められることの明確化

「公認会計士等の異動」の開示において、「異動に至った理由及び経緯」の記載を求めています。が、「任期満了」との記載に留まるなど、実質的な内容が開示されていないケースが多いとの指摘¹があることから、適切に開示が行われるよう、開示に関する注意事項等について必要な見直しを行うものです。

【第2章「32. 公認会計士等の異動」、第3章「21. 公認会計士等の異動」】

¹ 公認会計士・監査審査会の「平成30年版モニタリングレポート」（2018年7月31日公表）では、監査人の異動理由について、監査事務所のモニタリングを通じて把握した状況が示されており、実際は、監査報酬や監査人選定に関する方針、監査チームに対する不満、親会社等の監査人との統一、監査人からの辞任等が理由であるにもかかわらず、開示資料においては「任期満了」とのみ記載されているケースが多いことが指摘されています。

2. 限定付適正意見等について開示が求められる場合の明確化

「限定付適正意見」又は「限定付結論」（特定事業会社にあつては、「限定付意見」を含む。）については、継続企業の前提に関する事項を除外事項とする場合に適時開示が必要である旨明示していますが、そのような場合以外でも、重要な虚偽表示の存在を除外事項とする場合など、投資判断に重要な影響を及ぼす意見が表明された場合には、投資者に対して適時、適切に開示を行うことが必要であることから、その旨を明確にするものです。

【第3章「24.財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見」】

3. 会計監査に関する追加的な説明の開示

本報告を踏まえ、今後、不適正意見等が表明された場合において、監査人から、経営者や監査役等とのコミュニケーションの状況や見解の不一致の内容等について追加的な説明が行われることが考えられます。この場合、上場会社が、投資者の投資判断に及ぼす影響を踏まえ、当該内容について開示を行うことが考えられることから、その旨を示すものです。

【第3章「24.財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見」】

以 上

【添付資料】

- 別紙1 「会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」（金融庁「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書）
※金融庁のウェブサイトにも掲載されています。

URL：<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190122.html>

- 別紙2 「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）
※改訂箇所に青字・下線を付しています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp